

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 保安林の指定予定(二件)……………
- ……………(産業労働局農林水産部森林課)……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………

## 告示

### ●東京都告示第千号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条  
 第一項の規定に基づき大山町ピッコロ・スクエア周辺地区  
 市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第  
 一項の規定により、次のように告示する。

令和五年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 組合の名称

大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

令和五年九月十三日から令和十二年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

板橋区大山町地内

#### 四 事務所の所在地

板橋区大山金井町五十六番九号T Mビル三階

#### 五 設立認可の年月日

令和五年九月十三日

#### 六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

#### 七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報  
 に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期  
 限  
 令和五年十月十二日

### ●東京都告示第千一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の  
 第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予  
 定であるので告示する。

令和五年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 保安林予定森林の所在場所

八王子市上恩方町三八六番一・三八七番一・三八  
 六九番一(以上三筆について次の図に示す部分に限  
 る。)

#### 二 指定の目的

落石の危険の防止

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該  
 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
 定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面  
 及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市  
 役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ●東京都告示第千二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の  
 第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予  
 定であるので告示する。

令和五年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡奥多摩町水川字大氷川三六九番イ、同番ロ、  
 字除ヶ澤三七〇番、三七一番、三七四番、三七五番、三  
 七九番一

#### 二 指定の目的

落石の危険の防止

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年九月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市梅郷五丁目九百九十三番一、同番一地主及び九百九十四番十四の一部 あきる野市野辺三百九十二番地

南部商事株式会社  
代表取締役 吉村 隆二

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 ○三(五三二)一一一一(代)  
郵便番号 163-8001

定 価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001